

議案第 58 号

専決処分について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、  
つぎのとおり専決したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求  
める。

1. 令和元年度琴浦町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 4 号）

令和 2 年 4 月 22 日 提 出

琴 浦 町 長 小 松 弘 明

令和 2 年 月 日

琴浦町議会議長 小 椋 正 和

## 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、  
下記事件を別紙のとおり専決する。

### 記

令和元年度琴浦町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）

令和 2 年 3 月 3 1 日

琴 浦 町 長 小 松 弘 明

## 令和元年度琴浦町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）

令和元年度琴浦町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ540千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ217,395千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和 2 年 3 月 31 日 専 決

琴 浦 町 長 小 松 弘 明

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

後 期 (単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 後期高齢者医療保険料		156,107	540	156,647
	1. 後期高齢者医療保険料	156,107	540	156,647
歳 入	合 計	216,855	540	217,395

歳出

後 期 (単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 後期高齢者医療広域連合納付金		215,187	540	215,727
	1. 後期高齢者医療広域連合納付金	215,187	540	215,727
歳 出	合 計	216,855	540	217,395

## 歳入歳出補正予算事項別明細書

### 1. 総括

(歳入)

後 期 (単位: 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1. 後期高齢者医療保険料	156,107	540	156,647
歳 入 合 計	216,855	540	217,395

(歳出)

後 期 (単位: 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
2. 後期高齢者医療広域連合納付金	215,187	540	215,727				540
歳 出 合 計	216,855	540	217,395				540

## 2. 歳入

(款) 1. 後期高齢者医療保険料

(項) 1. 後期高齢者医療保険料

後 期 (単位: 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
2. 普通徴収保険料	36,800	540	37,340	1. 現年度分	540	現年度分 540
計	36,800	540	37,340			

## 3. 歳出

(款) 2. 後期高齢者医療行広域連合納付金

(項) 1. 後期高齢者医療広域連合納付金

後 期 (単位: 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
1. 後期高齢者 医療広域連 合納付金	215,187	540	215,727				540	19. 負担金、補 助及び交付 金	540	負担金 540
計	215,187	540	215,727				540			